令和6年度第1回滋賀県契約審議会 議事概要

- 1 日時
 - 令和6年11月13日(水) 13時30分~15時00分
- 2 場所

県庁本館2階 第二委員会室

3 出席委員

高坂委員、佐賀委員、土山委員、鶴田委員、中田委員、野村委員、廣川委員 (50音順) (欠席:磯田委員)

4 議事概要

(1) 令和5年度契約状況実態調査の結果について 資料1に基づき事務局から説明を行った。

(質疑応答・意見等)

- ○委 員 一般競争入札の割合を増やすこと、県内事業者との契約件数や契約金額を増 やすことは、条例の目的であると思うが、今回の数字についてどのように評価 しているか。どうすればこれを増やせるか、検討していく段階だと思っている がどうか。
- ○事務局 契約件数および契約金額の総数は、毎年の予算の状況によって増減があるが、 会計管理局としては、一般競争入札の割合や県内事業者への発注割合を重要視 しており、動向を注視していきたいと考えている。
 - 一般競争入札の割合については、件数、金額のいずれについても令和4年度から増加しており良い傾向であるが、県内事業者への発注は、まだ増やせるのではないかと考えている。庁内でも県内事業者優先を周知しているが、まだ職員の認識が十分でない部分もあるため、研修等でより一層の周知に努めたい。
- ○委 員 県内に発注できる事業者がいるかどうかは、どのようにして確認するのか。
- ○事務局 県の契約の相手方は、入札参加資格者名簿に登録されている者であることが 原則である。登録事業者は、どの分野の業務ができるか等について予め登録しているため、何者くらいが入札に参加できるかは、執行機関において把握できるようになっている。ただ、県内事業者の数が余りにも少ない場合には、競争性が働かないことになるため、対象を県外事業者にも広げて入札を行うこととなる。
- ○委 員 各入札における参加者数は増えているのか、それとも減っているのか。
- ○事務局 それぞれの入札に何者が参加したかについては、会計管理局では把握していない。
- ○委 員 一者しか入札がない案件は多いのか。
- ○事務局 把握していない。
- ○委 員 今後、そういったデータもとってはどうか。

- ○委 員 契約金額が大きい案件で、県外事業者と契約しているものがあると思うが、 どのような経緯があるのか。
- ○事務局 例えば、資料3ページの物品購入では、金額ベースで県内事業者の割合が71.0%から58.8%に大きく減少している。これは、琵琶湖環境部において、下水道の浄化センターにおける都市ガスの単価契約で、県外事業者が契約の相手方となったことによる。本件では、県外事業者も含めて入札を行っているが、特定調達案件に当たるもので、県内事業者に限定しての入札を行うことはできないものである。
- ○委 員 参加者が1者の場合、入札金額が予定価格の範囲内であれば、落札となるのか。
- ○事務局 そのとおりである。
- ○委 員 前年度との比較だけでは、トレンドが分かりにくい。 前回の会議でもお願いしたが、今後は、過去3年から5年程度の数値の記載を検討いただきたい。
- ○事務局 昨年度の会議で確かにそういった意見をいただいており、次の議題の資料では対応したが、十分に意図をくみ取れておらず申し訳ない。次回以降の資料づくりで考えたい。
- ○委 員 長期で見れば、条例ができたことで、どのように変わったのかも見えると思う。
- ○委員グリーン入札の割合についても数値を入れてほしい。
- ○事務局 主に物品の部分になると思うが、確認する。
- ○委 員 県内事業者への発注を増やすための具体的な方策はあるのか、どういう課題 があると考えているか。
- ○事務局 県内経済の活性化は、条例の基本理念の一つであり、全庁挙げて県内事業者への発注に取り組んでいる。ただ、税金を用いる以上は、県内経済の活性化と同時に、競争性を働かせる必要があると考えている。県内事業者のみでは競争性が働かない場合は、県外事業者が入札に参加することとなる。そうした中で、工夫して、県内事業者の割合を高める努力をしていくべきだと思っている。今明確な答えは示せないが、引き続き検討していかないといけない重要な課題だと考えている。
- ○委 員 県外事業者に発注する場合でも、下請けについては県内事業者を使うように 依頼するといった方法も議論していたと思う。
- ○事務局 総合評価一般競争入札の場合、下請けでの県内事業者の活用や県産品の活用 等を評価項目としている。県内事業者をいかに活用するかという視点を持って、 契約の相手方は選定していきたい。
- ○委 員 工事では、契約相手方が県外事業者であったものは55件ある。県外事業者に 発注せざるを得なかったものだとは思うが、これらの案件の一覧を提供いただ けないか。
- ○事務局 土木交通部に確認の上、可能であれば追ってメールで配付する。
 - (2) 取組方針に基づく具体的な取組の内容を示す指標について 資料2に基づき事務局から説明を行った。

(質疑応答・意見等)

- ○委 員 「グリーン入札の実施割合」について、グリーン購入法の基準を満たす用紙 の入手が困難になっていたとのことであるが、今は改善しているのか。
- ○事務局 現時点で、正確な状況は把握できていない。
- ○委 員 契約は、様々な環境問題にもリンクする部分があると思う。目指す方向と異なる結果については、なぜそうなったのかを把握し、全庁横断的な取組につなげてほしい。
- ○事務局 会計管理局としては、可能な限り環境に配慮した物品を購入することによって、県民等に環境に配慮した行動を促していきたいと考えている。いただいた意見を琵琶湖環境部と共有し、県の取組を検討していきたい。
- ○委 員 「基本理念4」の「3 県の契約の履行にかかる業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組」については、「社会保険加入割合」が調査対象ではなくなったため、指標がなくなった。今、労働環境については、最低賃金が上昇しており、適正な賃金水準が確保されているかどうかに懸念がある。また、残業時間に上限規制ができたが、例えば県が納期を長く設けていても、下請けでは納期がタイトになっているケースがあるのではないかと思っている。人材不足がある中で、納期のために上限を超えてでも働くということになると、県が発注している業務において法律違反が起こることになりかねない。今の社会情勢を見ると心配だと思う。指標は決まっているものであるが、そういった部分についても、見ていっていただきたい。
- ○事務局 おっしゃるとおりだと思う。労働基準法の監督自体は国が行っているが、県としては、発注者としてどういうことができるかを考えているところである。 賃金については、県が発注する業務等においては、労務費がきちんと転嫁され、 労働者の賃金が確保されるよう、予算要求や入札執行の段階でしっかりと積算 することとしている。また、工期についても、余裕を持った期間とするよう周 知しているが、それが実際に十分なものであるかどうかは把握できていない。
 - (3)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について 資料3に基づき事務局から説明を行った。

(質疑応答・意見等)

- ○委 員 前回の会議で触れた内容である。別紙2の総務省通知では、「特に情報サービス業や技術サービス業に係る地方公共団体の発注について、労務費を価格転嫁できていない」となっている。この間の滋賀県の取組については評価しているが、国では価格転嫁できていないと言っている。滋賀県の状況はどうか。
- ○事務局 県においても、色々なシステムの構築、運用、保守に関する業務を委託している。各ベンダーにおいては、必要な金額を積算して、入札に参加しているものと考えている。システム関係では、著作権の関係で随意契約も多いが、十分に価格交渉は行われているものと認識しており、特にこの分野において、県の発注価格が安く、価格転嫁ができていない状況にはないと思っている。

○委 員 県では、国が行っているような状態にはないと理解しておく。実情の把握には、実際に働いている人の意見を聞くなどの調査が必要だと思う。全国には、公契約条例の中で、労務費のことをしっかりと見ているという団体もあると認識している。適切ではないものを正すという動きを作っていくには、やはり条例にそういった視点が必要だと感じている。

県では条例もあり、トップも関与して適切に対応しているが、県内の市町の 状況はどうか。

- ○事務局 契約に関する条例を制定している市町はなく、今回の指針に対してどういった対応をしているかは、把握していない。
- ○委 員 会計管理局の所管でないとは思うが、社会問題として、引き続き見て行く必要があると思っている。県では適切に対応していると思うが、県内の市町ではどうかという意見が審議会であったことは、庁内でも共有していただきたい。
- ○委 員 条例を制定する時にも、条例によって市町に動機づけができればという議論 もあったかと思う。今後、県にならう市町が出てくるようであれば、そういっ た状況についても報告いただきたい。
- ○委 員 県の取組は、県内の市町にも影響を与えるので、こうした情報の周知、共有 は重要だと思う。
 - (4) 電子契約の導入について 資料4に基づき事務局から説明を行った。

(質疑応答・意見等)

- ○委 員 電子契約は、特に支障なく普及してきているのか。
- ○事務局 先行して導入している都道府県も多くあるが、特に問題が起こったという事 例は聞いていない。
- ○委員 収入印紙は不要になるのか。
- ○事務局 そのとおりである。
- ○事務局 媒体が紙から電子に代わっただけで、その効力については何ら変わることはなく、支障はないものと考えている。
- ○委 員 事業者における契約の進め方等についてフォローができれば、更に導入が進 すのではないか。
- ○事務局 先行団体からの情報収集等により、より事業者が利用しやすい環境を整えて いきたい。
- ○委 員 郵送を要しないため、時間短縮の効果が大きい。電子契約の導入は、時代の 要請であり、県における導入は良いタイミングではないか。
- ○事務局 電子契約に係る経費は、年間20万円程度で、契約件数にも制限はない。非常 に費用対効果が大きいと考えている。
- ○委 員 郵送代も不要で、迅速な契約締結が可能であるため、良い方法だと思う。契 約書の保存のためのスペースも要らない。事業者が積極的に利用したいと思う 動機づけが大事だと思う。
- ○委 員 入札では、電子化は進んでいるのか。

- ○事務局 例外もあるが、基本は電子入札となっている。特に、工事ではほぼ電子入札 である。
- ○委 員 入札説明会をオンラインで行う場合もあるのか。そうなると、事業者にとっても便利だと思う。
- ○事務局 コロナ禍で会議等のオンライン化が進み、入札説明会もオンラインで行う事 例が増えたと聞いている。

(5) その他

(質疑応答・意見等)

- ○委 員 発注者を取り巻く状況が変わってきていると思う。例えば、人手不足や高齢者の労働問題、地域における小売業のネットワークの希薄化などが危惧されている。これは、主に商工業の振興担当課における課題だと思うが、条例においても地域経済の活性化を掲げている。発注者側のルールを見直すことで、受注者側の状況にコミットするという目標があると思うが、地域全体としての懸念がある状況だと感じている。
- ○事務局 滋賀県内の事業者はほとんどが中小企業であり、人手不足の影響は大きいと 思っているが、発注に当たって、その辺りを考慮することは難しい。入札に参 加するということは、その業務等が遂行できるものと考えられる。県内事業者 の状況については、十分に把握しながら、施策を行っていく必要があると思っている。
- ○委 員 すぐに答えは出ないと思うが、人手不足、少子高齢化は、今後注意していか ないといけない重要なポイントの一つだと思う。
- ○委 員 最近、労働環境の適正化が言われており、工事現場における週休2日制もかなり進んできている。先ほど、情報サービス業等については、労務費の転嫁ができていないという話があったが、労働環境の面については把握しているか。
- ○事務局 工事以外の委託業務では、把握していない。事業者が十分な作業時間を確保 できない仕様とならないよう、注意喚起はしている。
- ○委 員 工事関係では、国の指導もあって配慮されていると思うが、それ以外の分野では、後手に回っている印象がある。工事以外の分野においても、県として取り組めることがないか、ぜひ検討していただきたいと思う。

以上